

入札申込者心得書

公益財団法人核物質管理センター

入札申込者（以下「入札者」という。）は次の各事項をよく読んで入札に参加してください。

（入札参加者の資格）

1. 次の各号の一に該当する者は入札に参加できません
 - （1）特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - （2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくはこれらと関係する者

（入札参加者の制限）

2. 次の各号の一に該当すると認められ、該当する事実があった後2年を経過しない者は、入札に参加できません。また、これを代理人、支配人、その他の使用人として使用する者についても同様とします。
 - （1）契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - （2）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - （3）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - （4）監督又は検査に際し職員の職務の執行を妨げた者
 - （5）正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - （6）前各号の一に該当する者を入札代理人として使用する者は入札に参加できません。

（入札仕様書、図面等）

3. 入札に参加しようとする者は、予め仕様書、図面、見本、現品、現場、契約条項及び関係法規等をよく調査のうえ、入札しなければなりません。

(入札の日時及び場所)

4. 入札は公告又は通知した日時及び場所で行うものとし、当該日時に遅れたときは、入札に参加させないことがあります。

(入札の取扱い)

5. 入札は契約の申込として取扱いますのでご承知ください。

(保証金)

6. 入札保証金については、公告又は通知します。

(代理人による入札)

7. 入札者が代理人により入札するときは、その者に対する委任状、その他これに準じる書類をもって代理権のあることを証明するものとし、入札書と同時に提出してください。

(入札方法)

8. 入札はすべて入札書で行い、入札書は横書き、楷書で明確に記載し、数字はアラビア数字を用いて作成封緘し、封皮には自己の氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札、 の入札書在中」と明記して入札事務を担当する職員に提出してください。また、入札を辞退しようとする者は、辞退届を提出するか入札書の金額記載欄に「辞退」と明記し提出してください。

(郵便による入札)

9. 郵便による入札の参加を認めているときは、入札書を郵送（書留扱いに限るものとし、入札日の前日午後5時までに到着することを要します。）により提出することができます。この場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封のうえ当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を記入し、外封筒の封皮には、「何月何日開札の入札書在中」と記入してください。

(入札金額の記載)

10. 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額（非課税分を除く）に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）をもって落札価格とす

るので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者か免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(開 札)

11. 開札は、第4項に掲げる日時及び場所に入札者立会いのもとで行います。入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のないセンターの職員を立ち合わせて行います。
入札者は、一旦提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることができません。

(落札者の決定方法)

12. 開札の結果、予定価格の制限に達した入札者のうち、請負、買入れ、貸借等の場合は最低の価格で入札した者を落札者とし、売払い、貸付等の場合は最高価格で入札した者を落札者とし、この者と契約することを原則としてセンターの定める手続きを経た後決定します。
総合評価落札方式による場合は、入札価格に対する得点と技術等に対する得点の合計を合算して得た数値(総合評価点)の最も高い者を落札者とします。

(落札となるべき者が2人以上の場合)

13. 落札者となるべき同価の入札をした者又は総合評価落札方式において総合評価点の数値の最も高い者が2人以上あるときは、直ちに、入札者のうちからくじにより落札者を決定します。
もし、当該入札者のうち出席しない者があるときは、これにかわって入札事務に関係のないセンターの職員が代行してくじを引かせます。

(再度の入札等)

14. 落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがあります。入札の回数は原則として3回以内とし、なお、落札者がいないときは、入札を打切り、入札者のうちから特定の相手方と協議に入ることがあります。

(入札者の排除)

15. 入札者が入札現場において、次の各号の一に該当する行為があると認められるときは、入札から排除します。

- (1) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (2) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げる者

(入札の無効)

16. 入札者が次の各号の一に該当する場合における入札は無効とします。
- (1) 第1項、第2項及び第15項の各号の一に該当する者の行った入札
 - (2) 郵送により提出された入札書が所定の日時までには到着しなかったとき
 - (3) 提出された入札書が、その封筒の表記から当該入札の入札書であることが確認し難いとき
 - (4) 入札書の記載事項が不明なとき
 - (5) 入札書に記名、押印がないとき
 - (6) 同一人が2以上の入札書を提出したとき
 - (7) 入札者又はその代理人が他の入札者の代理人として入札書を提出したとき
 - (8) 前各号のほか、入札に必要な条件を備えないとき

(契約事務)

17. 契約相手方として決定した者は、速やかに契約書その他関係書類を作成し、契約事務を担当する職員に提出しなければなりません。
- 落札者が契約担当者の定める期日までに、契約書の取り交わしを行わないときには、落札者の決定を取り消すことができるものとします。

(費用)

18. 入札及び契約事務に関する費用は、すべて入札者の負担とします。

(その他)

19. 入札者は入札後、この心得書、仕様書、図面、契約条件及び現場等について不明を理由として異議を申し立てることはできません。

以 上